

第 2 8 号議案

東京都台東区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 2 月 6 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

( 提案理由 )

この案は、保険料率を改定するため提出します。

## 東京都台東区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都台東区国民健康保険条例（昭和34年11月台東区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第1号中「100分の6.13」を「100分の6.28」に改め、同条第2号中「3万1,200円」を「3万円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の1.96」を「100分の2.23」に改め、同条第2号中「8,700円」を「1万200円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の1.60」を「100分の1.67」に改め、同条第2号中「1万3,200円」を「1万4,100円」に改める。

第19条の2第1号イ中「2万1,840円」を「2万1,000円」に改め、同号ロ中「6,090円」を「7,140円」に改め、同号ハ中「9,240円」を「9,870円」に改め、同条第2号イ中「1万5,600円」を「1万5,000円」に改め、同号ロ中「4,350円」を「5,100円」に改め、同号ハ中「6,600円」を「7,050円」に改め、同条第3号イ中「6,240円」を「6,000円」に改め、同号ロ中「1,740円」を「2,040円」に改め、同号ハ中「2,640円」を「2,820円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例による改正後の東京都台東区国民健康保険条例の規定は、平成 2 4 年度分からの保険料について適用し、平成 2 3 年度分までの保険料については、なお従前の例による。